

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

④「割引」をありと記載する場合は「介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引による割引率の決定について」（別紙51）を添付してください。

⑤「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙14-7）を添付してください。

⑥「同一施設減算（同一敷地内建物等におけるサービス者への提供90％以上）」については、判定結果がわかき書類（「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」（別紙10）又はそれに準じた計算書等）を添付してください。

⑦「応達強化加算」については、「応達強化加算に関する届出書」（別紙11）を添付してください。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。